

浦添市史

第五卷資料編4

戦争体験記録

発刊のことば

浦添市教育委員会教育長 西原正次

浦添市史の発刊事業は、本書の発刊をもって四冊になります。一冊目が浦添市史第一巻資料編1「浦添の文献資料」（昭和五十六年）、二冊目に浦添市史第三巻資料編2「民話、芸能、美術・工芸」（昭和五十七年）、三冊目が、浦添市史第四巻資料編3「浦添の民俗」（昭和五十八年）を出版し、今回は、浦添市史第五巻資料編4「戦争体験記録」です。

浦添市は、市民の地域認識の高まりに促されて、市史の編さん事業を、「市民参加」を基本目標に、各字での聞き取り調査や、市内の学校関係者、郷土史家、老人クラブとの懇談会など関係者との連携の下に進めてまいりました。

浦添市史第五巻資料編4「戦争体験記録」に収録される第一章「戦場への道」、第二章「戦場の浦添」、第三章「戦場彷徨」、第四章「疎開と戦争」、第五章「資料にみる沖縄戦」、第六章「県外生活と戦争体験」、附録「浦添の人物」は、このような市民の全面的な協力の中で調査、執筆が進められたものです。

特に、第五章の「戦災地図、戦災実態調査表」は、石原昌家先生の御指導の下に、沖縄国際大学の石原ゼミナールの学生の協力をえて、一〇〇〇人に近い市民各層の参加を頂いて作成されました。

御存知のように浦添市は、沖縄戦の最大の激戦地となり、多くの生命を失い、財産を焼失致しました。浦添市が、このかけがえない戦争体験を通じて、再び愛する郷土が戦火に見舞われることのないようたゆまぬ平和への希求を第一義とすることは当然のこととあります。

第五章 資料にみる沖縄戦

5、腹切れと言われて……………	285
6、乳のみ児を抱えて国頭疎開……………	287
7、渡野喜屋虐殺事件……………	290
解 説……………	297
一、日本軍関係資料……………	299
1、日本軍部の沖縄県民観……………	299
2、軍人の行動と県民対策……………	304
3、日本軍の慰安所に関する資料……………	309
二、社会課資料にみる戦死状況……………	316
I表 準軍属の戦死地・戦死時期・戦死者数……………	316
浦添市全体／仲間／安波茶／伊祖／牧港	
港川／城間／屋富祖／宮城／仲西／小湾	
勢理客／内間／沢岬／経塚／前田／西原	
当山／大平	
I図 準軍属の戦死地・戦死時期・戦死者数……………	336
II表・図 軍人・軍属の戦死地別戦死者数……………	338

第六章 県外生活と戦争体験

三、戦災地図・戦災実態調査表……………	341
III表・図 戦災実態調査表	
浦添村全体／仲間／安波茶／伊祖／牧港	
港川／城間／屋富祖／宮城／仲西／小湾	
勢理客／内間／沢岬／経塚／前田／西原	
当山／大平	
解 説……………	411
1、ハワイの生活……………	413
2、サイパンで野菜組合をつくる……………	417
3、行きも帰りも裸一貫……………	420
4、妻と娘の遺骨を抱いて……………	423
5、家系断絶を防ぐためにペリリュー島へ……………	427
6、本土出稼ぎ後にマラカル島へ……………	430
7、再びヤップへの願いも空しく……………	433
8、ポナペからラバウルへ……………	438
9、引揚げ後に思わぬ不幸が……………	441

まえがき

—本書を読む市民のみなさんへ—

本書の特徴

本書は、『浦添市史第五巻資料編4—戦争体験記録』です。刊行までには、あしかけ五年の歳月を経てきております。本書の内容は、浦添地元住民の戦争体験を中心に編みました。

浦添は、一九四五年(昭和二十)四月から五月にかけて沖縄の歴史始まって以来体験したことのない戦争の惨禍にみまわれました。一九三一年(昭和六)以来、日本が他国を侵略してきた十五年戦争の結末が、日米最後の戦闘としてこの地で展開したからです。この戦争で浦添市民の失ったものは筆舌に尽くせるものではありません。

戦争はかけがえない多くの人命を奪い、いかに人間の尊厳を傷つけてきたか計り知れません。さらに、先人が営々と築いてきた文化遺産や集落そのものが消滅する徹底的破壊をうけました。

後世にとり返しのつかない事態が発生したのです。失われたものは、もはや取り戻すことはできません。戦争は人類の自殺ともいふべき愚かな行為であることを、戦争自らが証明しています。私たちは、本書を編むにあたって戦争がもたらす破壊のすさまじさをより克明に記録することに努めました。

本書では、疎開を含めた戦争体験の記録のみならず、海外移民と県外出稼ぎの生活史も若干記録し、かつ浦添の人

物についても記述してあります。したがって、本書は、明治、大正、昭和という激動の時代を歩んできた浦添住民の人生の軌跡を刻印することになりました。

浦添市史の基本目標のひとつは、「市民の多面的な参画を求めるものでなければならぬこと」をかかげています。本書の大きな特色である「戦災地図、戦災実態調査表」の作成にあたっては、浦添地元住民の多くのかたがたに協力をいただきました。この調査だけでも市民の参加は約一〇〇〇名ほどもです。延べ人数にすればその数をはるかに超えます。ましてや本書全体を通じた市民の協力者を合わせると、まさに市民参加による市史づくりの典型的なかたちとなりました。

また、この調査にあたっては、一九八〇、一九八一、一九八二年度の沖縄国際大学石原ゼミナールの学生総数四三名が調査を実施してきました。かれらは戦争体験者約一〇〇〇名と接することにより、沖縄戦の戦災実態を明らかにする実証的基礎作業に携ってきたのです。この過程でかれら自身、戦争体験を記録する研究会をつくり、各地で調査記録を実施するようになりました。本巻は、刊行を前にして戦争体験を次代へ継承する役割を果たしてきたといえましょう。

本書の構成

本書は、次のような内容で構成されております。

第一章「戦場への道」は、住民の体験を通して沖縄戦へ至る過程を扱いました。

戦争の足音は、遠く一五年前に遡る一九三一年（昭和六）の満州事変から聞こえ、一九三七年（昭和十二）の日中戦争以後は、にわかに戦場が身近になってきました。浦添からも多くの青年が出征し戦死者も相次ぎました。そして、

本章では証言として記録してないが、「南京大虐殺」に象徴される中国民衆に対する残虐行為を行った皇軍兵士の一人として直接見聞きしたひと達が多数退役して、在郷軍人会員となり村の指導者となりました。

ところが、後に沖縄戦においてその多くは、防衛隊員、兵士として戦死しました。なかには自国兵士にスパイ視されて虐殺されたひともあります。その意味でも、皇軍兵士としての加害の側面と被害の側面が、沖縄戦に内在することを見落すべきではありません。この章では沖縄戦に直接つながる総動員態勢、日本軍の沖縄移駐に伴う陣地化、陣地構築、沖縄戦の前哨戦となった米軍の空襲などを主に扱いました。

第二章「戦場の浦添」では、沖縄戦最大の激戦場となった浦添戦線の状況を住民の目を通して再現しようとした。

激戦場からの生存者が少なく、これまでの沖縄戦関係刊行物でも、浦添戦線の住民証言はわずかです。しかし、本書では、兵士同様に戦場を駆けめぐり奇跡的に生き延びた防衛隊員、女子救護班の証言が得られましたので、住民の目から見た激戦場の場面もある程度再現できました。兵士の証言は、生存者が少ない状況を反映して、その分量もわずかです。

一般避難民の場合、たとえ生存者はいっても壕奥深くに潜んでいたため、激戦場の場面を再現する証言は得られないし、また、無我夢中で過しているため記憶も定かではありません。

第三章「戦場彷徨」では、浦添住民（防衛隊員、女子救護班も含む）が激戦場の浦添から島尻（沖縄本島南部）へ逃げ、その南端までたどった戦場体験を再現しています。

日本軍司令部が本土決戦を遅らす時間稼ぎ作戦のために摩文仁丘へ移動したので、避難民は、米軍の掃討戦に巻き込まれてしまいました。すなわち、かれらは、住民にとって最大の激戦場となった南部戦線の地獄絵図を体験することになりました。

外国軍隊とはじめて国内戦を体験する日本軍が、自国民を敵対視したり、住民を壕追出し、幼児を絞殺するなど、軍民混在の戦場における軍隊と国民の関係、前門のトラウマ米軍、後門のオオカミ日本軍という図式が浮き彫りになったのです。

第四章「疎開と戦争」は、県外、県内における住民の疎開行動の記録です。

沖縄が戦場必至の状況になったとき、政府は閣議決定で南西諸島から老幼男女の疎開命令を出しました。学童疎開の目的は、「すぐれた県民の種族を永く後世に保存する」ことであり、「家族の分散」によって家系断絶を防ぐという万感迫る悲愴な別離でした。

県外の疎開生活は、食糧難、沖縄蔑視、「沖縄玉砕」後は、「沖縄人がスパイだったから日本軍は敗れた」というデマが流布し、疎開者は悲憤の生活を強いられたひと達もいました。また県内疎開者も、食糧難、マラリア、日本兵による食糧強奪とスパイ視虐殺事件も発生する状況下で、米軍に脅える生活でした。このような一般的背景における浦添住民の疎開生活を記録しました。

第五章「資料にみる沖縄戦」は、それを三種類に大別できます。

まず日本軍関係資料では、主にアメリカ軍が戦闘中に日本軍から押収した文書です。これは戦後アメリカ国防省が日本政府に返還した資料で、それを沖縄の研究家が入手してきたものです。住民の証言を理解していくうえで、その裏付けとなるような資料を集めました。

社会課資料にみる沖縄戦では、浦添市社会課にある浦添地元住民の援護法関係資料を加工して、二次資料にしたものです。社会課職員の自主的判断で、援護法適用資格者で転出したもの、適用資格を得られなかったものも保存してあるだけではなく、転入者の方も区分してあるので、浦添地元住民の戦死者のより正確な数字が得られることになりました。

この資料をもとにして、準軍属（一般住民）の戦死者を年齢、性別、戦死地、戦死時期別統計数字に表すことができただけです。また、軍人、軍属の戦死地別戦死者数も地図に表すことによつて、浦添出身軍人、軍属が十五年戦争のなかで戦場の露と消えた地点を示すとともに、それはとりもなおさず帝国日本の侵略の跡を示すことにもなりました。「戦災地図、戦災実態調査表」は、本書の中でも最もユニークな新資料です。この資料は、浦添市史づくりのなかでも最も長きにわたる調査であり、調査員のほう大なエネルギーを費し、最も数多い市民の協力を得て作成しました。

日本本土では、戦時中、各県の空襲被災について「戦災地図」を作成し、戦後いち早くその地図が復員軍人、引揚げ家族などに利用されました。その「戦災地図」が、現在では日本の空襲を知る貴重な資料になっています。

日本政府は、国内唯一の地上戦を体験した沖縄県の「戦災地図」を作成することはしていません。いま、ここに完成した浦添の戦災復元図は、政府作成の戦災地図に連動するものであり、四〇年近い歳月を経て、住民自らの手で作成した意義深いものです。しかも、日本本土の「戦災地図」とは異なり、日本軍陣地、住民の避難場所をはじめ、各部落、各戸別の戦死者数、日本軍の家屋利用状況、家屋被害状況など詳細に調査してあります。「戦災地図」と「戦災実態調査表」を照応させてご覧頂き、さらに証言内容をつき合わせることで戦場の浦添の戦災状況を復元させるようご利用下さい。

しかしながら、四〇年近い歳月を経ておりますので、より正確な数字を求めて、最終的には各部落自治会長さんの校閲を得たとはいえ、事実の誤認が全くないという保証はありません。万一、間違いが発見されたときにはみなさんのご寛恕を頂き、後日訂正させて頂きたくお願い致します。

第六章「県外生活と戦争体験」は、海外移民と出稼ぎ者の生活史と一部戦争体験の記録です。

戦前の浦添村民が、アメリカ合衆国、中南米、南洋群島、台湾、東南アジア、中国大陸などへ海外移民としてあるいは、「軍事移民」として体験した生活史と戦争体験、また、本土出稼ぎ、戦時体制下での徴用工としての本土生活な

〈日本軍関係資料について〉

日米両軍の最後の戦闘となった沖縄戦で、沖縄県民は、日本唯一の地上戦に巻き込まれていった。

地域住民は沖縄守備軍としての日本軍（皇軍）に多大な信頼と期待を寄せ、食糧等の供出、陣地構築のための徴用や家屋を兵舎、墓を陣地として提供するなど、軍に協力してきた。だが、日本軍はその戦闘過程で住民の信頼を裏切る諸行為を示してきた。それは住民には全く不可解な行動であった。

この日本軍の行動を裏付ける資料のいくつかを掲げ、証言記録の理解を深めたい。

この資料の大部分は、沖縄戦で戦闘中に米軍が日本軍から押収した極秘文書で、戦後アメリカ国防省から日本政府に返還されたものである。

このほう大な資料のなかから、明治期以降日本軍部が沖縄県民にいかなる視点で対応していたかという一般的認識をまずはじめにみることによって、住民証言のなかに示されている軍の沖縄人差別、蔑視とそれに連動している県民総スパイ視、虐殺行為の素地がすでに形成されていたことが理解できる。

次に戦闘前の軍人の行動について特に浦添駐屯の日本軍部隊の日誌から、軍上層部の建前と一般兵の行動における齟齬を明らかにすることによって、住民が共生共死を強いられた皇軍兵士の資質がある程度浮き彫りにされてくる。

次に日本軍の慰安所に関する資料は、住民証言のなかに慰安所として強制的に家屋の明け渡しを命じられた記録があるが、これは、その証言を裏付けるものである。

この資料の内容は、住民証言では到底得られないものであり、民家を後方施設として、持主の意思にかかわらず料亭の名称で呼んでいた実態も明らかになっている。また、慰安婦としての朝鮮人女性、沖縄人女性が、いかに非人間的扱いを受けてきたか、それが軍の方針として実行されてきたことに軍隊の本性を露にした内実が具体的に明らかになっている。

〈社会課資料にみる戦死状況〉

沖縄戦における沖縄県民の戦死者数について、沖縄県生活福祉社援護課は、軍人軍属二万八二八二人、戦闘参加者五万五二四六人、一般住民三万八七五四人（推定）と公表している。

この沖縄県民の戦死者の数は、日本政府が沖縄戦戦災調査を実施して得られた数字というものではない。これは、一九五三年（昭和二十八）四月「戦傷病者、戦没者遺族等援護法」が沖縄にも適用されたのを機に、この援護法適用の枠の中で、戦死者の数が確定されていったのである。

沖縄の場合、戦場となった特殊事情ということで、住民側の陳情運動にある程度日本政府が応えて、その適用範囲を漸次広げていっている。

そして、援護法が軍人・軍属のみならず、一般国民の場合でも、「被徴用者、動員学徒等総動員関係者、戦闘参加者、特別未

掃還者等」は、準軍属としてその対象となったのである。

ここで、地上戦に巻き込まれた沖縄の一般住民（非戦闘員）も、次の「戦闘参加者概況表」（昭和三十二年五月 琉球政府社会局）のいずれかの要件をみたし現認証明者がいたら、準軍属と認定されるようになった。

「①義勇隊 ②直接戦闘 ③弾薬食糧患者等の輸送 ④陣地構築 ⑤炊事救護等雑役 ⑥食糧供出 ⑦四散部隊への協力 ⑧壕の提供 ⑨職域（県庁職員報道）関係 ⑩区（村）長としての協力 ⑪海上脱出者の刳舟輸送 ⑫特殊技術者 ⑬馬糧蒐集 ⑭飛行場破壊 ⑮集団自決 ⑯道案内 ⑰遊撃戦協力 ⑱スパイ嫌疑による斬殺 ⑲漁撈勤務 ⑳勤労奉仕作業」

浦添市社会課には、この援護法適用の認定者、申請を却下された旧浦添村民の全記録が保有されている。この戦死者記録をもとに、旧浦添村民の戦死地、戦死時期と年齢、性別戦死者数の統計表を作成し、さらに軍人・軍属の県内外における戦死者数とその戦死地を示した。

〈戦災地図・戦災実態調査表について〉

この資料は、日本軍資料や米軍戦史、住民証言とを合わせて、少なくとも浦添における沖縄戦の全体像を明らかにする目的で作成したものである。

この沖縄戦戦災調査の結果、われわれは、沖縄住民の戦死者の数が、実際には公式記録をはるかに上回るのではないかという推測を実証的に明らかにすることができた。社会課資料では、

沖縄戦における戦死者数は三九二五人（軍人、軍属、準軍属）だが、われわれの調査では四一一二人であり、その差一八七人が公式記録の戦死者数を上回っている。

その理由は、激戦地の浦添の証言記録が示すとおり、沖縄戦ではすべてが灰燼に帰し、市町村役場等の戸籍簿等重要な基礎資料も焼失してしまった。

戦後、各市町村において戸籍調査業務が開始された際新たに戸籍簿を作成するときに戦死者を記載しなかった例も多いのである。

われわれの調査では、沖縄戦のとき避難壕で生まれたが、名もなく死んだえい児、戸籍簿に記載もれになってこの世に生を受けたことになっていないひと、命を金にはかえられないと援護法の適用を拒んで戦死者の公式記録からもれていくひと、一家全滅の戦死者などが、新たに戦死者の数として掌握されていた。

さらにこの調査では、日本軍の民家利用状況や日本軍の陣地、住民の避難壕の位置を確認することによって、浦添の各部落が陣地となり戦場の村と化していった局面を把握、また、家屋の被害状況も調べることによって、灰燼に帰した様相も把握している。

〈石原昌家〉

10 防諜ニ就テハ各隊嚴ニ注意セラレ度部外關係ハ憲兵隊ニ於テ対策ヲ講ズルヲ以テ部内關係ハ特ニ嚴ニシ、通信檢閲ハ嚴重ニ実施ノコト。

第一〇一号 十二月二十八日 午後四時 浦添国民学校 一 内務令二三六ノ入院患者ノ身上其ノ他所要事項ノ通報ノ励行ヲ確實ニシ以テ患者ノ軍紀ノ取締ヲ容易確實ナラシメ、退院患者ノ離隊逃亡等ノ事故發生ノ防止ニ努メラレ度。

二 初年次兵ノ離隊跡ヲ絶タザルニ付各隊ハ指導ヲ嚴ニシ、カカル事故ノ絶無ヲ期セラレ度。初年次兵中ニハ軍隊生活ト他ノ出稼奉公ト同一視シ、又ソレニ近キ考ヲ有スルモノ防犯資料ニアル如ク絶無ニアラス。精神要素涵養ノ参考トセラレ度。

軍會報中必要事項

ハ、未檢閲通信未ダ跡ヲ絶タズ。各隊注意ノコト。
例「僕ハ今沖繩ノ〇〇ト言フ人ト非常ニ仲良クナリマシタ。将来結婚スル事ヲ約束致シマシタ除隊シタラ結婚シマス……」等ト書キ其ノ女ノ名前ヲ使用シテ通信セントスルモノアリ。

ニ、地方人ノ通信ニハ軍ニ対スル不滿ヲ述ベアルアリ。一例左ノ如シ。

「私ノ家ヲ軍隊ニ貸シタル所、戸板、不要ノ柱等ヲ薪ニ使用シ錠ヲカケタル場所ヲ開キ物品ヲ勝手ニ使用シ、アチラコチヲ勝手ニ壊シタリシタ上移動ニ当リテハ家賃モ支払ハズニ行キマシタ……」等民間ノ軍ニ対スル不滿ノ一端ヲ知ルベク各隊ハヨク注意ノコト。

ホ、新町ノ屠殺場ニ正月用トシテ使用スベキ豚ヲ七〇頭程集メ置キタル所、二頭ヲ窃盜シ、小十字鋏ニテ殺シ、食用ニ供セルモノアリ。調査中。

〔防衛研修所戦史室蔵〕

3、日本軍の慰安所に関する資料

日本帝国軍隊は、十五年戦争（一九三一〜四五年）の過程で、中国、南洋群島、沖繩各地等に従軍慰安婦を帶同した。

彼女らは、軍が「後方施設」と称した軍直屬の管理売春施設、すなわち「慰安所」で將兵の相手を強いられた。

それは、中国戦線の拡大にともない、日本将兵による中国人婦女強姦事件が相次いで発生し、内外にその事実が表面化したとき、軍上層部が思いついたものである。すなわち、慰安所を設置することによって、将兵の婦女への強姦を防止し、また軍隊内での性病蔓延化を予防することが目的であった。

一九四四年(昭和十九)に沖繩に配置された第三十二軍、沖繩守備軍は、各地に慰安所を併設し、朝鮮人女性や沖繩人妓女をその慰安婦として駆り出した。慰安所は、新たに施設を設営するのではなく、その多くは民家の住人を強制的に立退かせて、そこを利用していった。

浦添にも一四箇所設置されており、その実態を示す資料を次に掲げる。

〈資料 6〉

昭和十九年 石兵団会報綴(第六十二師団)

第五四号 九月十四日 午後六時 仲間

4 慰安所ノ価格ハ左ノ如ク暫定ス。

一時間	二十三日以降翌朝迄
兵 四、〇〇	将校 十五、〇〇
下士官 五、〇〇	佐官 二〇、〇〇
将校 六、〇〇	

(本価格ハ十二割ノ税ヲ含ム)

5 取敢へズ当分ノ間、馴致ノ為切符制トシ、慰安婦一人ニ対シ、兵二枚、下士官一枚、将校一枚ト概定。第五六号 九月十七日 午後四時 仲間
五、在仲間後方施設ヲ左ノ如ク呼称シ、九月二十日ヨリ営業開始ス。

所在地	安波茶	経塚	安波茶
名称	見晴亭	観月亭	軍人会館

又司令部及直轄部隊ノ外出ハ二十日ヨリ実施ノコト。

七 各部隊ハ慰安所開設ニ当リ左記事項ヲ報告セラレ度。

左記

1 後方施設担任委員名 2 営業開始月日 3 経営場所(経営場所ハ現住所ノ外桑中央旧 〇〇旅館跡又ハ

民家等ノ如ク附記セラレ度) 4 経営者氏名 5 妓女数 6 経営内規等アラバ其ノ写

第五七号 九月十九日 午後四時 仲間

三 石兵団会報第五六号ノ軍人会館ノ営業開始日ヲ九月二十日トアルヲ九月二十五日ト変更ス。

1 税金額ハ營業者ヲシテ貯金ノ方法ニテ保存セシメ、他日税額決定ノ折ハ適宜処置ヲ取り得ル如クスルコト。

2 検徴ニ方リテハ、妓女ニ不快感ヲ与フルコトガ如キコトナキコト。某兵団ニハ妓女ノ顔ト局部ヲ見テ為セルモノアリ。

3 経営者ト妓女トノ關係ヲ調査シ、分ヶ前等ヲ研究シ、遺漏ナキ如クセラレ度。

4 他兵団方面ニテハ、国民学校児童ガノゾキ見風教上不可ナルモノアリ。ノゾケザル如ク施設セラレ度。

5 風教上、妓女ヲシテ附近ヲ猥リニ散策セシメザル如ク村民ヨリ申出アリ。場所ニヨリテハ注意セラレ度。

6 妓女等ガ那覇ニ時折帰リ度キ希望アリ。然ルトキハ便アラバ証明書ヲ委員ニ於テ発行シ、自動貨車等ヲ利用セシメラレ度。

7 妓女ハ煙草ニ苦シミアル旨申出アリ。出来得レバ便宜ヲ与ヘラレ度。

8 二十八日以降ハ切符ヲ更ニ兵一、下士官一ヲ増加差支ヘナシ。

9 配当外出出来得ザル時ハ、少クモ前日正午迄届出ノコト。無届ニテ当日ヲ使用セザルニ至リタル部隊ニハ、後方施設ノ使用ヲ禁止セシメルコト。

第六二号 九月二十八日 午後四時 浦添国民学校 七 後方施設ニ就キ。

1 「サック」ノ支給ヲ適切ニシ、不足ナキ如クセラレ度。
3 経営者ト妓女トノ關係ヲ具体的ニ調査シ、次期会報時鉛筆書ニテ可ナルニ付報告ノコト。

4 外出者中、水筒ニ酒ヲ入レテ携行シ、登楼飲酒スル者アリ。カカルモノヲ発見セル其ノ部隊ニ使用禁止ヲセシメラレ度。

5 兵中切符ナクシテ慰安所ニ至ルモノ及切符ヲ見セルコトナク各室ヲ覗キ廻ルモノアリ。爾今使用時間ヲ十二時三十分ヨリ概ネ指定スルコト。又切符ハ帳場ニ直チニ

提示スル如ク指導ノコト。

第七四号 十月十九日 午後四時 浦添国民学校
十、後方施設ニ就キ

1 兵団会報第六二号ニ注意セラレシアル所ナルモ、未ダ兵ニシテ切符ヲ見セルコトナク各室ヲ覗キ、或ハ妓女ノ手ヲ握リ、強要スル者アリ。又夜間切符ヲ持タズシテ帳場ニ至リ、断ラルルヤ投石シ、暴行ヲナスモノアリ。スルコトナキ様注意ノコト。

2 ……又経営者ト妓女トノ分ケ前ハ今後七分(妓女)三分(経営者)トシ余興ノ経費ハ全部経営者ノ負担トス但シ、以前ヨリ現在ノ経営者ト妓女トノ関係ニアルモノハコノ限りニ非ズ。

第七六号 十月二十一日 午後四時 浦添国民学校

三 某部隊陸軍一等兵某ハ、十月二十日外出先(軍人会館)ニ於テ、飲酒酩酊シ、帰隊ニ際シテハ衆人環視ノ中ニ路上ニ倒ルルノ醜態ヲ演ジ、戦友三名ニ助ケラレ、遂ニ前田附近ニ帰ラントスル地方馬車ニ乗車ノ上、部隊ニ帰隊スルニ至リタル。

再三兵団会報等ニ於テ注意セシニモ拘ラズ、此ノ種軍

元住所	元屋号	氏名	年令	摘要
-----	-----	----	----	----

第九〇号 十二月四日 午後四時 浦添国民学校

二 慰安所ニ関シテ左ノ如ク改定スルニ付各部隊ハ適宜実施セラレ度。

1 石兵団会報第五四号二ノ四ノ慰安所ノ料金ヲ十二月五日ヨリ左ノ如ク改ム。

兵	一時間			
下士官	二、五〇	将校及	半夜	一夜
	三、〇〇	准士官	一〇、〇〇	三三、〇〇
将校	(三、六〇)		(二、〇〇)	(三〇、〇〇)
准士官	(六、〇〇)			

(一)内ハ芸妓又ハ特ニ他府県ヨリ招致セル者トシ前半夜ニ引続キ後半夜ニ亘ル時ハ十五円ヲ更ニ支払ヒ合計二十五円トナル。

2 慰安所使用時刻ハ、兵ハ夕食時限一時間前迄、下士

人トシテアルマジキ行動アリタルタメ遂ニ所属中隊長ハ本人ヲ懲罰処分ニ附シタリ。

一般ニ現下ノ状況上、此ノ種行為ハ作戦行動ヲ阻害スルモノト言フベク嚴戒ノ要アリ。

第七九号 十月二十六日 午後四時 浦添国民学校
八 後方施設ニ就キ

1 慰安所ノ切符ノ月日及時間等ヲ故意ニ訂正シテ持参スルモノ一人ニテ四枚ノ切符ヲ持参スルモノ、翌朝〇一〇〇(注 午前一時)頃来ルモノ、准尉ニシテ切符ナクシテ飲酒泥酔シテ登楼シ、帳場又ハ妓母ノ部屋ニ寝転ビ、無理ヲ強要スルモノアリ。

月日時間ヲ訂正スルモノハ無効トシ、切符余リタル際ハ速カニ委員ニ返納シ、カカルコトナキ如クセラレ度。

第八四号 十一月十二日 午後十二時 浦添国民学校

五 各隊ハ空爆ニ依リ避難シ来リ、慰安婦トシテ新ニ採用シアル者ニシテ、既ニ球軍ト慰安婦トシテ契約シアルモノアラバ調査ノ上、十一月十四日迄左記様式ニ依リ報告ノコト

左記

官ハ点呼時限一時間前迄トシ、開始時間ヲ更ニ操上グル如クスルコト。

3 石兵団会報第五八号第三項ノ一ハ十二月五日以降廃止、免税トスル予定従来ノ税額トシテ保存セシメアルモノハ別ニ示スモ、慰安婦ノ収入ニ帰スル如クナル予定。

4 切符制ハ依然存置シ、其ノ枚数ハ適宜各地区毎ニ定ムルコト。

5 仲間ニ第三慰安所(旧軍医部跡)ヲ設ケ、十二月五日ヨリ営業ヲ開始ス。使用日割ハ仲間慰安所内規ニ依ルモ、切符ハ発行セズ。価格ハ、1ノ(一)内ニヨルモノトス。第九八号 十二月二十一日 午後十二時 浦添国民学校
憲兵隊ヨリ次ノ如キ申出アリ

(ロ) 国場附近ノ地方人ハ、慰安所ノ設置ヲ嫌ヒアリテ、種々苦情ヲ申込ミアリ。其ノ他ニ於テモ好感情ヲ持チアラザルヲ以テ、新タニ設置スル場合ハ村長其ノ他ト良ク折衝ノ上、イザコザヲ起サザル如ク注意セラレ度。

第一〇一号 十二月二十八日 午後四時 浦添国民学校
軍会報中必要事項

2 軍内某慰安所ニ於テ、飲酒ノ上、帳場ニ於テ睡眠シ

財布ヲ抜カレタル事件アリ。遊興ニ於テモ規定ヲ遵守シ、規定外ノ場所等ニテ遊興睡眠等セザル如ク特ニ注意セラレ度。

- 3 軍内ニテ最近飲酒ノ上、慰安所ニ於テ暴行ヲナス者アリト、慰安所ニ於テハ面白ク遊ブ如クセラレ度、古語ニモ「遊ブ時ニハ馬鹿ニナレ」ト言ヒアリ。
- 4 軍編成以來、飲酒ニヨル犯罪多キニ鑑ミ、年末年始ニ於ケル此ノ種犯罪ノ防止ニ努メラレ度。
- 九 仲間慰安所ヲ左記ニヨリ休業セシム。

左記

- 見晴亭、十二月三十一日 (三日朝迄) 三日間
 観月亭 一月一、二日
 第三慰安所 一月一日 (二日朝迄) 一日間

〔防衛研修所戦史室〕

〔資料 7〕

昭和十九年十二月 内務規定 山第三四七五部隊

附録第四 軍人俱樂部ニ関スル規定

一 本規定ハ、軍人俱樂部ニ関スル必要ナル事項ヲ規定

区分	将校	下士官・軍属	兵	摘要
時間	0、00	0、00	0、00	
料金	≡、00	≡、00	≡、00	

トス。

十五 軍人俱樂部ノ使用料金左記ノ如シ、

十六 営業時間ハ毎日十二時ヨリ二十四時迄トシ泊込ハ一般ニ之ヲ禁ズ。但シ毎月八日ハ休業日トス。

十八 将校以下ノ俱樂部使用時間左ノ如シ。

- 兵 十二時ヨリ十七時迄
 下士官 十七時ヨリ二十時迄
 将校 二十時ヨリ二十四時迄

二四 営業主ハ防諜ニ関シ、其ノ責ニ任ズルモノトス。

二五 一般ニ俱樂部内ニ於テ、軍事ニ関スル談話ヲ為スヲ禁ズ。

二六 営業主ハ暴利ヲ貪リ、或ハ軍人ヲシテ軍記ヲ犯サシムル助成行為等ナキ様留意スルコト。

附則

第一、軍紀風紀ノ維持及取締ニ関スル件

ス。
 二 本規定ニ示サザル事項ハ凡テ師団規定ニ據ルモノトス。

三 防備地区内軍人俱樂部ハ、地方官ニハ一切使用セシメザルモノトス。又軍人軍属ハ、地方慰安所ノ利用ヲ嚴禁ス。

六 軍人俱樂部ニ於テハ、飲食宴会等実施セズ。

七 軍人俱樂部ニ於ケル遊興税ハ免税トス。

八 遊興費ハ一切現金払トシ、貸借ヲ為スコトヲ禁ズ。

九 業婦検査ノ実施ノ指令、軍医官ニ於テ毎旬一回之ヲ実施シ、其結果ハ会報ヲ以テ一般ニ通報ス(検査日ハ、通常毎月八日、十八日、二十八日トシ時刻ハ其ノ都度示ス)。

右検査ニハ憲兵立会ス。

十一 営業主ハ衛生施設ヲ完備シ、戦力保持ニ遺憾ナカラシムモノトス。之ガ為、部隊長ハ必要ニ応ジ、衛生検査ヲ実施スルト共ニ所要ノ協力ヲ為スモノトス。

十四 軍人俱樂部ノ建物及家作借上料等ハ凡テ営業主側ノ負担トスルモ、所要ニ応ジ、部隊ニ於テ協カスルモノ

(使用者)

一 一般ニ営業婦ノ供有観念ヲ徹底シ、占有観念ヲ嚴禁ス。

二 使用者ハ軍人タルノ衿持ヲ保チ、俱樂部附近ヲ徘徊シ、地方住民ノ尊敬、信頼感ヲ失墜スルガ如キ行動ヲ禁ズ。凡テ柵内又ハ控所ニアリテ待機スルモノトス。

(営業者)

三 業婦ハヨク使用者ノ立場ヲ理解シ、何人ニモ公平ヲ第一トシ、使用者トシテ最大ノ御奉公ヲ為サシムルコトヲ念頭シ、如何ナル事情ニ依ルモ身ヲ誤ラシメ、御奉公ヲ欠カラシムルガ如キコト絶対ナキ様、万事細心ノ注意ヲ以テ取扱フモノトス。

第三 本規定ハ、十二月二十日ヨリ施行ス。

〔沖縄県立平和記念資料館蔵〕

三、戦災地図・戦災実態調査表

- ① この戦災地図・戦災実態調査表は、一九四五年の沖縄戦当時、浦添を生活の拠点にしていたひとたちが調査対象者であり、県外疎開者、出稼ぎ、移民、県外での兵役者は、家族の員数に含まれていない（県内兵役者は含む）。
- ② 戦死者数には、戦闘中避難壕で生まれて死んだえい児、収容所内死亡者、戸籍簿記載洩れ者も含まれている。
- ③ 本表での一家全滅というのは、戦後、県外から疎開引揚げ、復員等によって家系断絶を免れても、沖縄戦で県内にいた家族が全員戦死した場合をいう。
- ④ 日本軍の民家利用というのは、日本軍部隊が各民家を兵営、糧秣倉庫、炊事場、さらに慰安所として使用したことであり、その大部分が軍民混在の形である。
- ⑤ 家屋被害の残家というのは、家屋の形状をとどめている状況である。
- ⑥ 日本軍陣地、住民避難壕の位置は、住民が浦添にとどまっていた時期（三〜四月）までの住民の記憶に依拠したものである。戦闘の経過によって陣地は移動した。
- ⑦ 本調査は、一九八〇年、八一年、八二年度の沖縄国際大学文学部社会科学科社会学実習（担当教員石原昌家）の学生が、浦添市当局の協力の下に実施したものである。
- ⑧ この資料を本巻掲載にあたり、市教育委員会では一九八三年

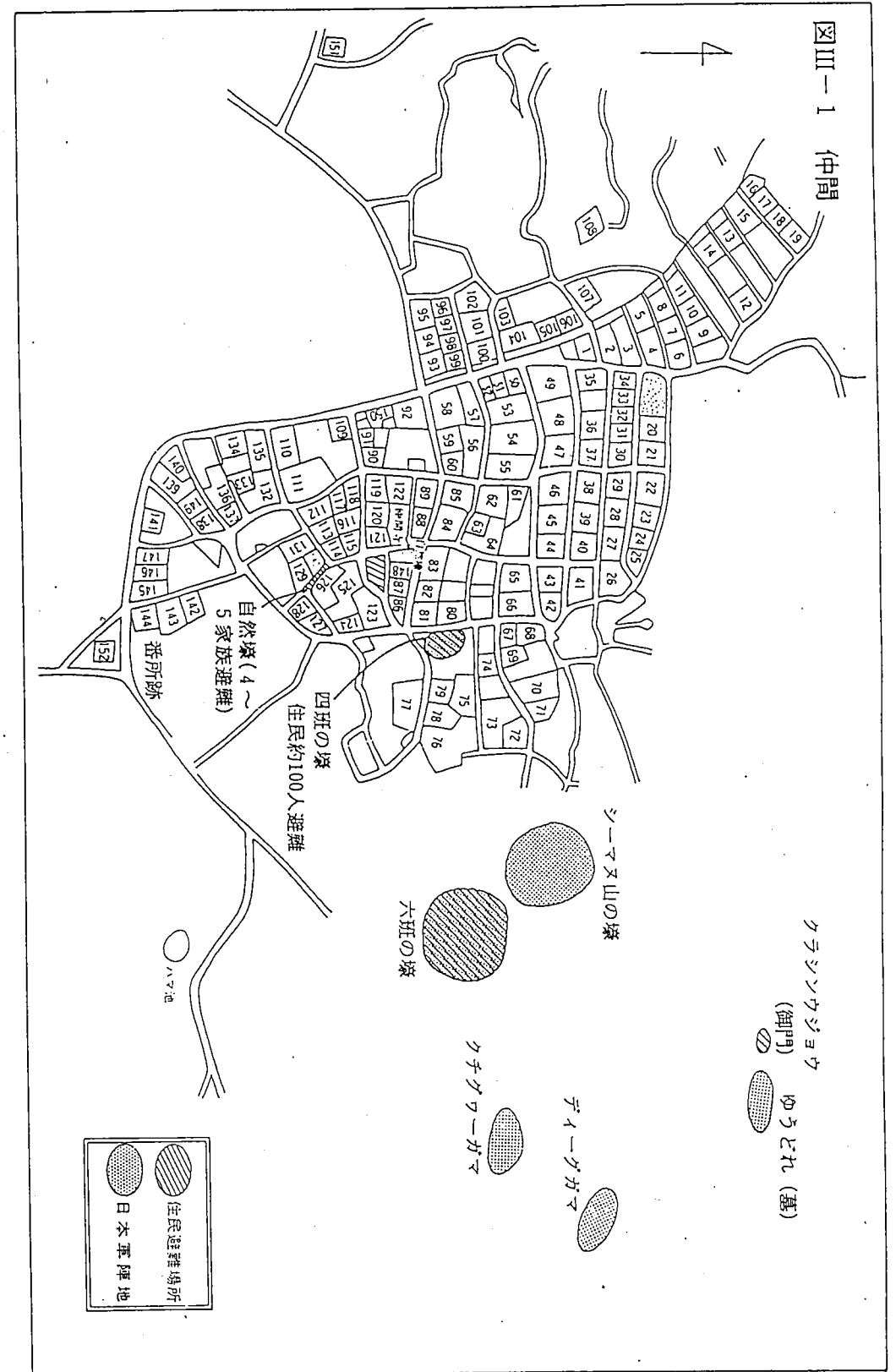
表III 戦災実態調査表（浦添村全体）

字別	世帯数	家族数	戦死者	戦死率	一家全滅	一家全滅率	戦死者無世帯	戦死者無世帯率
仲間	125 ^戸	503 ^人	278 ^人	55.3%	41 ^戸	32.8%	20 ^戸	16.0%
安波茶	60	209	134	64.1	26	43.3	1	1.7
伊祖	111	555	181	32.6	19	17.1	20	18.0
牧港	163	669	259	38.7	34	20.9	48	29.5
港川	48	226	97	42.9	5	10.4	10	20.8
城間	278	1,155	425	36.8	55	19.8	77	27.7
屋富祖	96	339	135	39.8	24	25.0	32	33.3
宮城	126	437	228	52.2	40	31.8	25	19.8
仲西	55	214	40	18.7	7	12.7	24	43.6
小湾	82	301	107	35.6	17	20.7	28	34.2
勢理客	55	248	81	32.7	8	14.5	16	29.1
内間	77	307	97	31.6	17	22.1	25	32.5
沢岬	135	646	272	42.1	31	23.0	27	20.0
経塚	96	339	191	55.0	24	25.0	32	33.3
前田	201	934	549	58.8	59	29.4	24	11.9
西原	269	1,559	773	49.6	46	17.1	39	14.5
当山	49	229	126	55.0	11	22.5	4	8.2
大平	51	262	139	53.1	11	21.6	3	5.9
合計	2,077	9,217	4,112	44.6	469	22.6	443	21.3

四月十一日の浦添市事務連絡員会議で各自治会長に最終的点数を依頼し、数箇所訂正を行った。
 ⑨ 月刊沖縄社より写真資料を提供していただいたので、数少ない浦添の戦場光景写真と、証言記録の内容に合致するものを精選して、本章に掲載した。

表III-1 戦災実態調査表 仲間 仲間①

地図番号	屋号	家族数	戦死者	民家利用	家屋状況	慰安所
1	山中門	9	7		×	
2	新比嘉小	3	2		×	
3	亀屋宜	2	2		×	
4	三良宮城	空家			×	
5	新安波茶門小	疎開			×	
6	次良銘苅小	3	3		×	
7	新粟国小	3	3		×	
8	又吉	空家			×	
9	上道仲間小	3	3		×	
10	蒲又吉小	3	1		×	
11	上道与座小	1	1		×	
12	新銘苅	4	1		×	
13	次男後知名小	4	1		×	
14	上銘苅	1	1		×	
15	後毛又吉小	空家			×	
16	後毛仲間小	2	2		×	
17	宇佐又吉	1	1		×	
18	マチャ又吉	1	1	○	×	
19	カミジャ又吉	6	1	○	×	
20	新下門小	4	4		×	
21	下門小	2	0		×	
22	東屋宜	6	3		×	
23	次男銘苅	5	5		×	
24	後新門	2	2	○	×	
25	後下門小	2	2		×	
26	後小門	2	2		×	
27	次男銘苅	4	4		×	
28	後知名小	6	6		×	
29	後宮城	2	0		×	
30	後銘苅小	8	6	○	×	
31	我如古	4	0		×	
32	後屋宜	8	3	△	×	
33	西屋宜小	6	0		×	
34	西知名小	6	5		×	
35	新門小	4	3	○	×	
36	後小湾	3	1		×	
37	後毛比嘉	2	1		×	
38	仲間城	1	0		×	
39	仲間宜	1	0		×	
40	後銘苅	3	1	○	×	
41	次男下門小	4	2	○	×	
42	金城小	2	2		×	
43	上宮城	5	4		×	
44	上マ門小	2	2		×	
45	屋宜	空屋			×	
46	亀銘苅	5	3		×	
47	銘苅	1	1	○	×	
48	大下門	3	0		×	
49	三男下門	6	1		×	
50	三男比嘉小	空屋敷				
51	三良知名	3	3		×	
52	武太粟国小	2	1		×	
53	宮城	5	4		×	
54	大知名小	空屋敷				
55	前下門	8	4		×	
56	蒲知名小	3	1		×	
57	安谷屋	空屋敷				
58	西門シテ	空屋敷				
59	三男知名小	5	2		×	
60	照喜名	貸家		○	×	
61	三男与那覇小	4	3		×	
62	三男蒲与那覇小	16	15		×	
63	前屋宜	4	1		×	
64	前銘苅	6	1	○	×	
65	上下門	5	2	○	×	
66	上与那覇小	7	3	○	×	
67	東銘苅小	3	3		×	
68	金城	2	2		×	
69	東新門	1	1		×	
70	仲間新門	5	0		×	
71	仲間新門小	空家			×	
72	東知名小	5	4		×	
73	知名	7	2		×	
74	次男仲与那覇小	1	1		×	
75	後与那覇小	2	2		×	
76	次男粟国小	空家			×	



図III-1 仲間

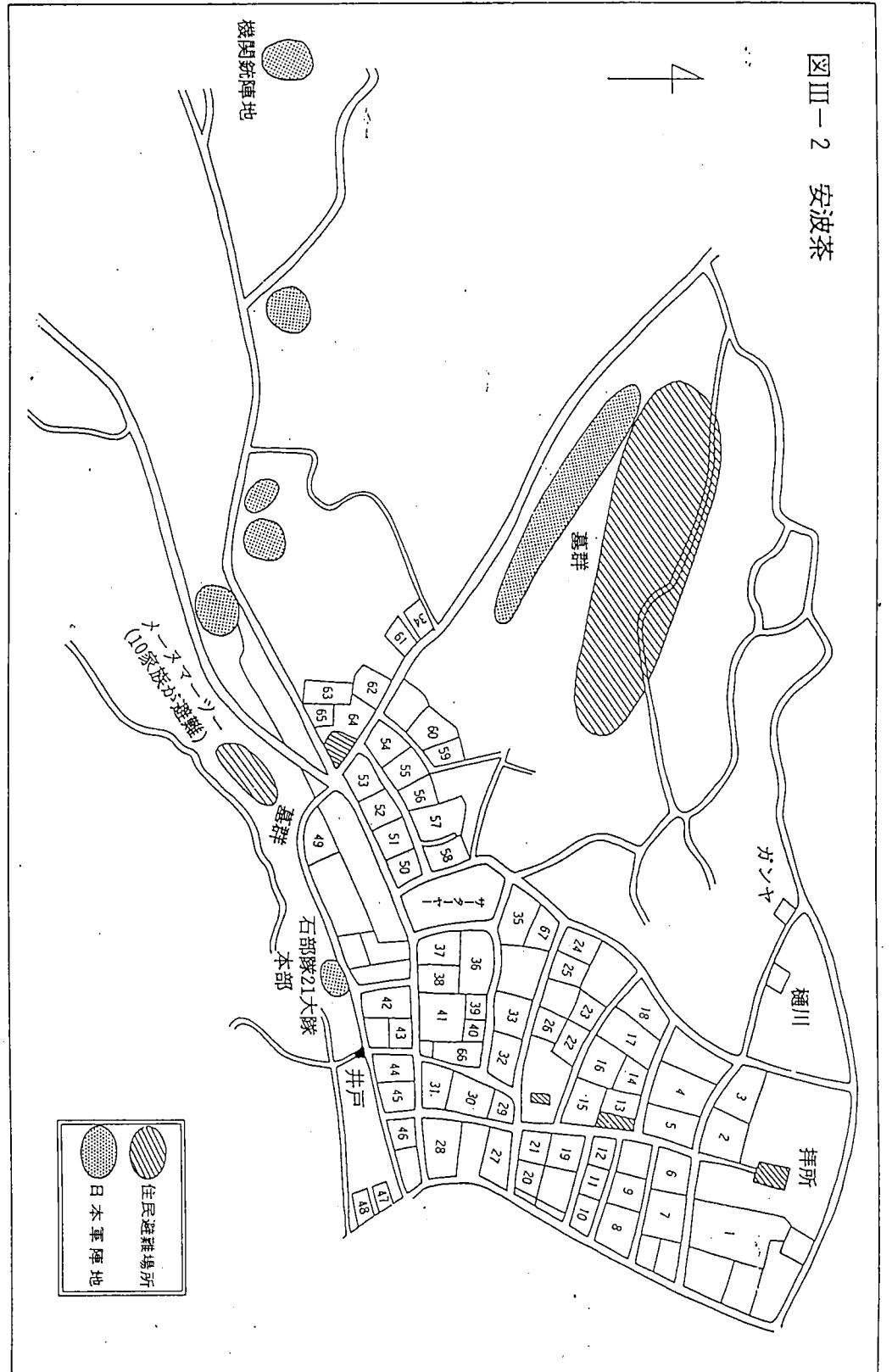
仲間の

77	与那覇小	空家		×		119	仲下門	4	2		×	
78	前又知名小	3	3		×	120	永山	4	3		×	
79	次男与那覇小	5	4		×	121	前又宮城	9	6		×	
80	宇佐小湾小	10	7		×	122	仲門小	6	6		×	
81	亀与那覇小	9	6		×	123	東粟国小	6	4		×	
82	仲下門小	8	2		×	124	(空屋数)					
83	下門小	6	2		×	125	樋川小	5	0		×	
84	上又吉	11	1		×	126	蒲又吉	9	4		×	
85	新宮城小	空家			×	127	ノロ殿内小	空家			×	
86	東ノロ殿内小	4	4		×	128	与座小	1	1		×	
87	ノロ殿内小	5	4		×	129	小湾	6	1		×	
88	三男栗国小	移民			×	130	三男小湾	2	0		×	
89	西宮城	3	3		×	131	前又栗国	10	6		×	
90	西銘苅	5	3		×	132	蒲与那覇小	3	0		×	
91	前又銘苅	6	1		×	133	前栗国小	3	0		×	
92	西与那覇小	ハワイ移民			×	134	仲安波茶門	2	0	○	×	
93	小樽比嘉	3	1		×	135	仲比嘉小	1	1		×	
94	宇佐銘苅小	2	2		×	136	前又与那覇小	1	1		×	
95	後比嘉小	1	1		×	137	ハンタ毛西又吉	3	3		×	
96	上地	2	2		×	138	前樋川小	ハワイ移民			×	
97	西ン門小	空家			×	139	大栗国小	3	1		×	
98	三男又吉小	4	0		×	140	与座小	5	5		×	
99	次良銘苅	1	0		×	141	三男前銘苅	3	0		×	
100	永山小	6	1		×	142	栗国	10	5		×	
101	西銘苅小	空屋数				143	四男与那覇小	6	2		×	
102	前与那覇小	1	0		×	144	次男比嘉	3	3		×	
103	武太与那覇小	2	1		×	145	川上小	空屋数				
104	真志喜小	5	4		×	146	亀下門小	2	0		×	
105	我如古小	2	1		×	147	次良銘苅	1	1		×	
106	松比嘉小	1	0		×	148	村屋			□	×	A10人
107	次男屋宜小	空屋数				149	三男樋川小	南洋移民			×	
108	ノロ殿内小	3	1		×	150	三男栗国	4	3		×	
109	前銘苅小	6	5		×	151	ナマダ屋宜小	2	2		×	
110	栗国	疎開			×	152	喜屋武	6	2		×	
111	ノロ殿内	1	1		×	世帯総数 125戸 家族総数 503人 戦死者数 278人 (55.3%) 一家全滅世帯 41戸 (32.8%) 戦死者無世帯 20戸 (16.0%)						
112	西与那覇	1	0		×							
113	与那覇	6	3		×							
114	前下門小	7	4		×							
115	門	空家			×							
116	前知名	疎開			×							
117	新銘苅	4	1		×							
118	樽比嘉小	1	1		×							

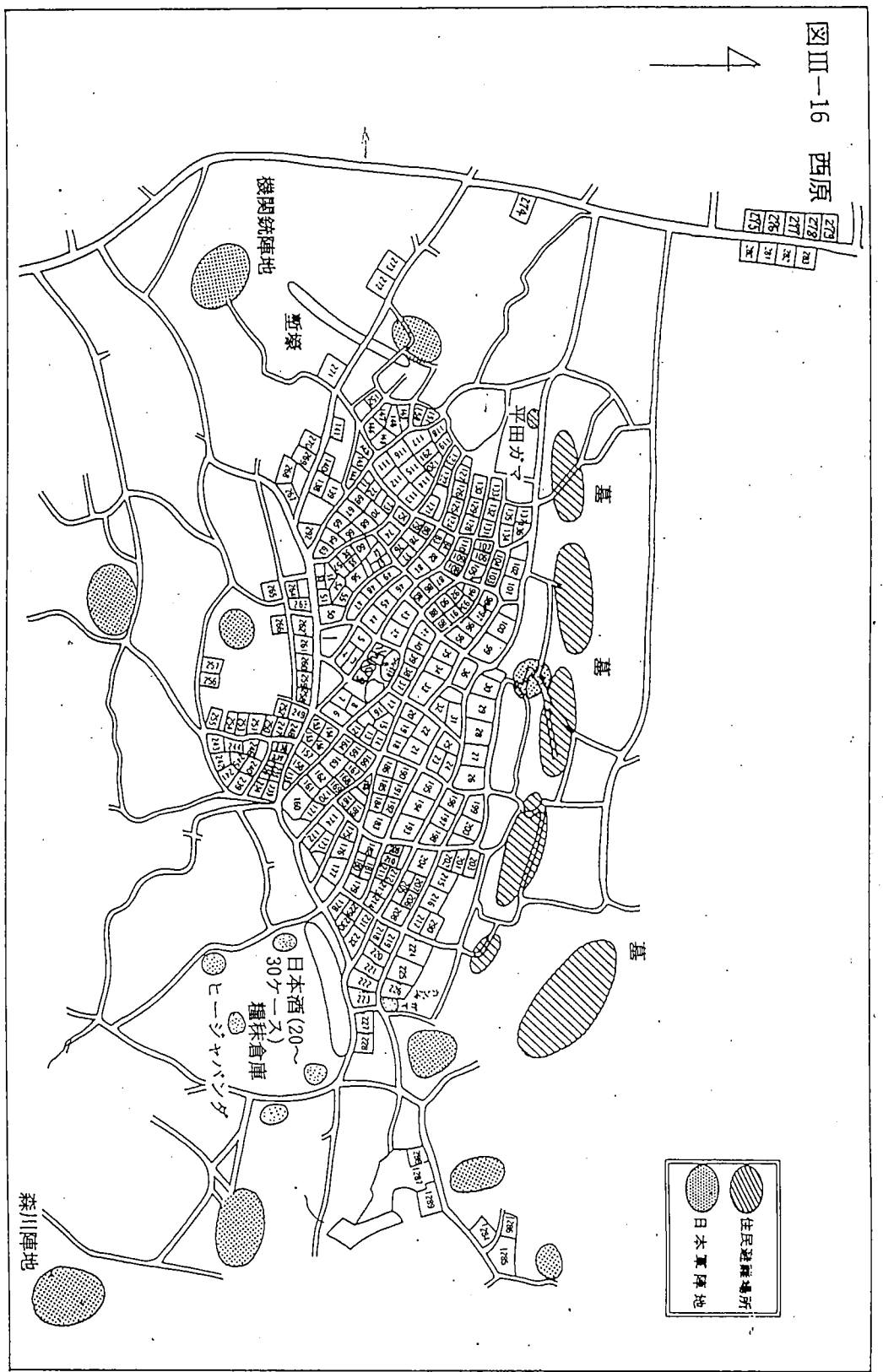
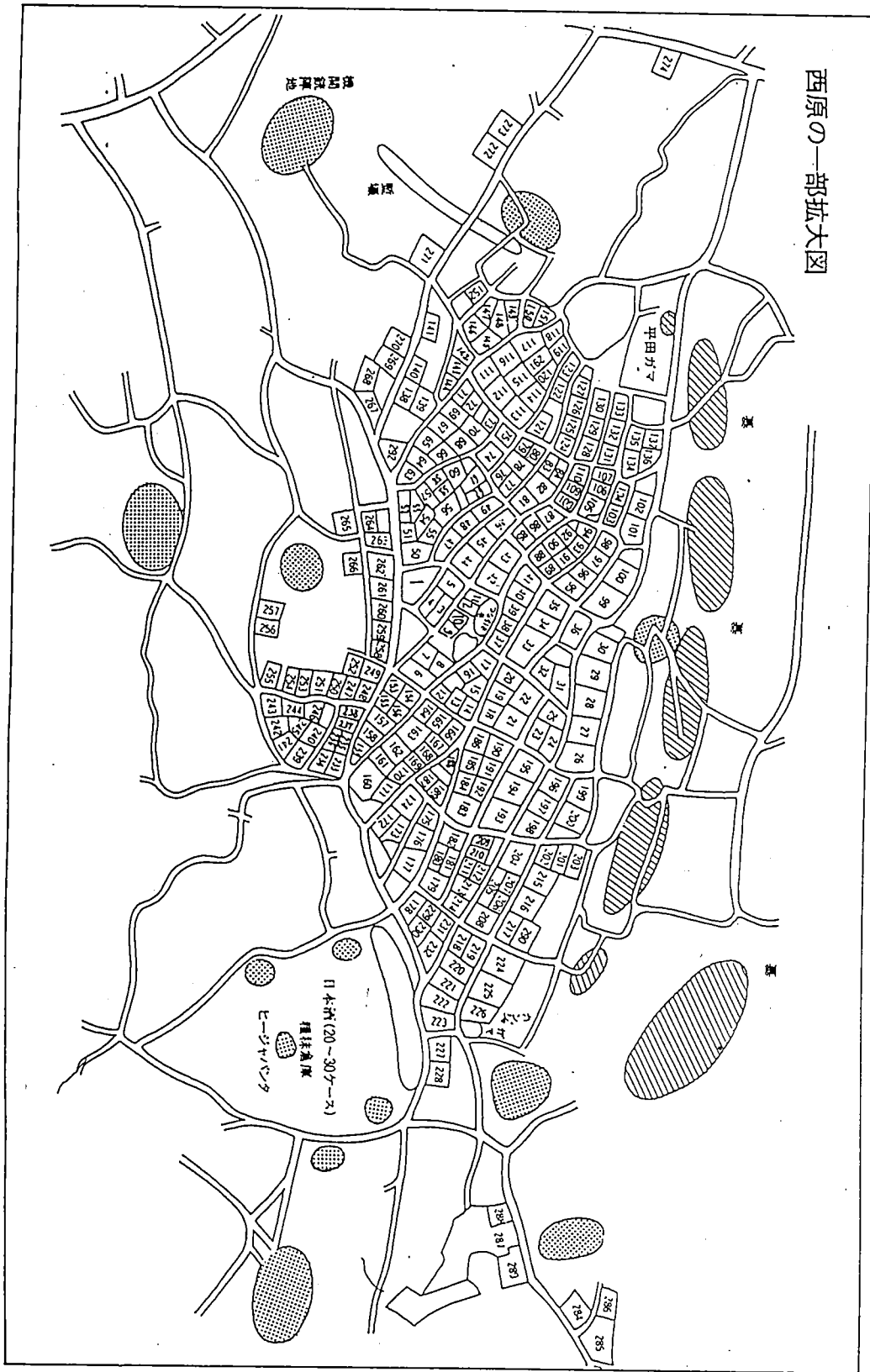
表III-2 戦災実態調査表 安波茶

地図番号	屋号	家族数	戦死者	民家利用	家屋状況	慰安所
1	金城	4	2	○	×	
2	後島袋	移民		△	×	
3	平良小	6	4		×	
4	仲門	7	1		×	
5	東仲門	2	2		×	
6	上石川	6	5	○	×	
7	新城	1	1	○	×	
8	東安波茶門	1	1	○	×	
9	下門小	8	5	○	×	
10	仲大屋	1	1		×	
11	銘河	4	1		×	
12	前×安波茶門	1	1		×	
13	後×伊波	2	2		×	
14	仲門	2	1		×	
15	伊波	5	2		×	
16	仲島袋	2	1	○	×	
17	安波茶門	3	1		×	
18	蒲比嘉	1	1		×	
19	後比嘉小	6	4		×	
20	比嘉小	3	3		×	
21	次男前大屋	6	5		×	
22	蒲島袋	1	1	○	×	
23	三男前仲門	1	1		×	
24	西比嘉小	1	1		×	
25	前田	2	1	△	×	
26	前×小湾	移民			×	
27	東大屋	3	1		×	
28	前田小	5	5	○	×	
29	仲伊波	1	1		×	
30	蔵根小	5	4	○☆	×	
31	前石川	1	1	○	×	
32	仲前田	疎開			×	
33	前仲門	3	2	○	×	
34	牛伊波	1	1		×	
35	仲池端	8	7	△	×	
36	後大屋	3	1	△	×	
37	安波茶門小	3	2	○	×	
38	大屋	1	1		×	
39	三男前田小	3	2	○	×	
40	池端小	2	2		×	
41	池端	1	1		×	
42	宇佐池端	3	3		×	
43	宇佐前田小	1	1	○☆	×	
44	加那池端	7	7		×	
45	武太島袋	3	1		×	
46	前大屋	2	2		×	
47	次男西前田	4	4		×	
48	四男西前田	5	2		×	
49	三男大屋	1	1		×	
50	西伊波	6	5		×	AかB
51	三男後大屋	8	2		×	AかB
52	西池端	3	1	○	×	
53	西前田	7	2	○	×	
54	次男前田小	4	2		×	
55	新比嘉	7	3		×	
56	前伊波	6	4		×	
57	仲門小	2	2		×	
58	前池端	5	4		×	
59	伊良波	疎開			×	
60	次男伊波	5	3		×	
61	カミー仲門小	6	2		×	
62	後×東小湾	1	1		×	
63	前×東小湾	2	0		×	
64	大屋小	5	3		×	
65	次男大屋小	空屋		○	×	
66	ムラヤー(村屋)			□	×	
67	次男前田	出稼			×	

世帯総数	60戸
家族総数	209人
戦死者数	134人 (64.1%)
一家全滅世帯	26戸 (43.3%)
戦死者無世帯	1戸 (1.7%)



図III-2 安波茶



西原④

229	次男前新屋	4	3	△	×		
230	北谷	1	0		×		
231	東門	9	6	○☆	×		
232	平良門	不明					
233	前又吉	2	0	△	×		
234	前又吉小	7	0	☆	×		
235	次男石川	8	5		×		
236	仲平良門	9	8		×		
237	次男又吉	9	4		×		
238	前里	16	11		×		
239	湧川	空屋敷					
240	次男平良門	3	3		×		
241	宇根小	5	0		×		
242	次良石川	9	2		×		
243	三良稲福	9	7		×		
244	南棚原	9	3	△	×		
245	西石川	5	0		×		
246	前又石川	3	1		×		
247	西又宮里	5	2		×		
248	三男宮里	空家			×		
249	次男天願	11	11		×		
250	次男上又吉	空屋敷					
251	蒲宮里	4	2	○	×		
252	新垣	7	7		×		
253	前仲元	宮崎へ疎開			×		
254	前仲元小	空屋敷					
255	亀西新屋	10	7		×		
256	徳宮里	9	0		×		
257	宮里	3	3		×		
258	後又宮里	2	0		×		
259	前宮里	7	1		×		
260	天願	7	2		×		
261	仲稲福	3	2		×		
262	三良平良門	10	2	☆	×		
263	三男馬上小	空屋敷					
264	次男又吉小	2	0	○	×		
265	新宮城	5	1		×		
266	真志平良門	5	0		×		
267	前又池原	4	1	☆	×		
268	次男前仲門	5	1	☆	×		
269	三良桃原	3	3		×		
270	カミジャ桃原	6	6		×		
271	東池原	4	4	☆	×		
272	上内泊	5	2	☆	×		
273	仁王内泊	2	2	○	×	AB	
274	亀仲程小	3	0		×		
275	佐久原小	7	2		×		
276	蒲佐久原小	8	5		×		
277	三郎内間小	3	1		×		
278	亀内間小	1	1		×		
279	知花	6	0		×		
280	マチャ三郎内間	5	0		×		
281	長嶺	5	0		×		
282	次男内間	8	0		×		
283	樽内間小	8	4		×		
284	次男仲程	13	2	○	×		
285	(空屋敷)						
286	西仲程	6	1	○	×		
287	亀仲程	6	3	△	×		
288	新仲程	8	2	△	×		
289							
290	四男大城	5	3		×		
291	三男東間	5	2		×		
292	サーターヤ(4番組)				×		
世帯総数		269戸					
家族総数		1,559人					
戦死者数		773人 (49.6%)					
一家全滅世帯		46戸 (17.1%)					
戦死者無世帯		39戸 (14.5%)					

西原③

151	西又三良棚原	5	4		×		
152	新屋	4	4		×		
153	西字根	2	1		×		
154	次男新屋	2	2	○	×		
155	次男平良門小	6	3		×		
156	宇志宮里	6	2		×		
157	前平良門	3	2		×		
158	三良石川	4	1		×		
159	東門小	2	2		×		
160	大棚原	7	4	○	×		
161	山宮里	空家			×		
162	前高原	1	0		×		
163	加那棚原	5	3		×		
164	前石川	4	4	☆	×		
165	平良門小	9	7	□	×		
166	東棚原小	6	0	☆	×		
167	新稲福	2	1		×		
168	前宮川	空家			×		
169	次男崎間	2	0		×		
170	亀棚原	1	1		×		
171	次男池原	4	1		×		
172	東又川又上	7	3		×		
173	西前門	5	3		×		
174	前新屋小	5	1		×		
175	新又吉	7	3	☆	×		
176	山天願	4	3	☆	×		
177	仲又吉	8	1	△	×		
178	四男石川	9	2		×		
179	前門	4	2	○	×		
180	前宇志根	4	2		×		
181	亀池原	3	0		×		
182	東宮里	7	2		×		
183	又吉小	12	3		×	A	
184	仲平良	9	1		×		
185	次男宮里	9	9		×		
186	前池原	11	5	△	×		
187	仲池原	8	2	☆	×		
188	村屋				×		
189	四男池原	12	5	○	×		
190	東又吉	7	4	○	×		
191	前比嘉小	空屋敷					
192	三男平良門	7	1	○	×		
193	上宮里	12	9	○	×		
194	上又吉	13	8	○	×		
195	仲前門小	15	14	○	×		
196	池原	3	1		×		
197	新石川	4	3		×		
198	棚原小	5	4	○	×		
199	前天願	7	5	○	×		
200	棚原	10	4		×		
201	(空屋敷)						
202	次男前門	8	4		×		
203	新屋宮里	8	4		×		
204	松元	8	7	△	×		
205	前新屋	2	1		×		
206	新屋	2	2		×		
207	三男前新屋	6	1		×		
208	石川	3	3	○☆	×		
209	蒲北谷小	熊本へ疎開			×		
210	前北谷	6	5		×		
211	湧川小	5	5		×		
212	前門小	3	3		×		
213	新桃原小	3	3		×		
214	亀北谷	8	1	☆	×		
215	川端小	11	8		×		
216	後宮里小	10	4		×		
217	大城	2	1	☆	×		
218	吉宮里	6	0	☆	×		
219	上又宮里	6	1	△☆	×		
220	東棚原	6	2	○	×		
221	東松元	11	3		×		
222	東石川	11	3		×		
223	真志石川	4	1	☆	×		
224	松本小	9	3		×		
225	上石川	9	5	□	×		
226	徳石川	5	2	☆	×		
227	仲石川	6	3	○☆	×		
228	次男川端小	4	4	○	×		